

仕様書

1 業務名

太田川流域下水道東部浄化センター放流水等の水質及び臭気測定業務

2 業務場所

広島市南区向洋沖町 1 番 1 号 太田川流域下水道東部浄化センター

3 業務目的

太田川流域下水道東部浄化センター（太田川東部浄化センターという。以下同じ。）のⅠ系放流水、Ⅱ系放流水及び流入水について、水質汚濁防止法に基づく排水基準項目のうち、トリクロロエチレン等 19 項目について分析試験を行い、水質の状況を把握する。

Ⅰ系放流水及びⅡ系放流水については、臭気測定を行い、悪臭防止法に規定された規制基準の遵守状況を確認する。

また、放流水及び流入水に含まれるダイオキシン類を測定し、ダイオキシン類対策特別措置法に規定された規制基準の遵守状況を確認し、維持管理に資する。

4 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

(1) 分析試料

ア 水質測定

太田川東部浄化センター Ⅰ系放流水、Ⅱ系放流水及び流入水 （3 検体）

イ 臭気測定

太田川東部浄化センター Ⅰ系放流水及びⅡ系放流水 （2 検体）

ウ ダイオキシン類測定

太田川東部浄化センター 放流水及び流入水 （2 検体）

(2) 分析試料の採取及び受け渡し

試料容器は受注者が用意し、発注者立会のもと、採取を行う。その際、検体数等について相互確認を行い、受注者は受領書を発行するものとする。

また、ダイオキシン類放流水の試料については、各系放流水を採取し、採取日 9 時の各系放流流量に応じて案分したものを必要量となるよう混合したものとする。

(3) 分析項目及び定量下限値

ア 水質測定

別表に掲げるとおり。

イ 臭気測定

臭気指数

ウ ダイオキシン類測定

ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定する物質）

(4) 分析方法

ア 水質測定

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)」による。

イ 臭気測定

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)」による。

ウ ダイオキシン類測定

日本産業規格 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」 J I S K 0 3 1 2 (2 0 2 0) による。

(5) 試料採取日

ア 水質測定

毎月第一木曜日

ただし、シマジン、チオベンカルブ及びチウラムについては年4回（4月、7月、10月、1月）とする。

また、有機燐化合物及びボリ塩化ビフェニルについては年2回（4月、10月）とする。

なお、以下の月については指定された日とする。

令和8年4月9日、令和8年5月14日、令和8年8月5日、令和9年4月8日、令和9年5月13日、令和10年1月13日

イ 臭気測定

各年度7月第一木曜日

ウ ダイオキシン類測定

各年度10月第一木曜日

なお、日程を変更する場合は別途指示する。

6 提出書類及び報告

(1) 業務付随事項報告書

契約締結後すみやかに様式1を提出すること。また内容を変更する場合も同様とする。

(2) 業務報告書

ア 水質測定及び臭気測定

業務報告書は、様式2に測定結果（2部）、分析計算書（1部）及び試料採取時の写真（1部）を添付し、試料採取日の翌日から起算して14日以内に提出すること。

イ ダイオキシン類測定

業務報告書は、様式2に測定結果（2部）及び添付資料（1部）を添付し、試料採取日の翌日から起算して50日以内に提出すること。

なお、ダイオキシン類測定結果の表示及び毒性への換算は、それぞれ J I S K 0 3 1 2 (2 0 2 0) 及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第6

7号) 第3条の規定の例によるものとする。

添付資料は以下のとおりとする。

(ア) ダイオキシン類測定結果、GC/MS の仕様と操作条件、定量イオン・モニターイオンの強度比、回収率の測定結果、SIM クロマトグラム、標準作業手順及び規定事項

(イ) 採取及び分析状況写真

(ウ) 測定方法のフローチャート (システム図)

(エ) 精度管理に関する以下の事項

- ① GC/MS の日常的点検、調整の記録 (装置の校正など)
- ② 測定機器の測定条件の設定と結果
- ③ 標準物質などの製造業者及びトレーサビリティ
- ④ 検出限界及び定量限界の測定結果
- ⑤ 操作ブランク試験の結果
- ⑥ 前処理操作などの回収試験の検証結果
- ⑦ 測定機器の感度の変動
- ⑧ 測定操作の記録 (試料採取から前処理及び測定に関する記録)

(3) 異常値の報告

別表の「分析項目別定量下限値及び報告基準値表」の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる報告基準値以上の値を検出したことが判明した場合には、速やかにその旨を報告するものとする。

(4) 業務完了報告書

業務完了後は、速やかに様式3を提出すること。

7 その他

この仕様について疑義が生じた場合は、双方協議のもと定めることとする。

別表

分析項目別定量下限値及び報告基準値表

水質測定

単位 (mg/L)

分析項目	定量下限値	報告基準値
		流入水及び放流水
トリクロロエチレン	0.002	定量下限値
テトラクロロエチレン	0.0005	定量下限値
ジクロロメタン	0.002	定量下限値
四塩化炭素	0.0002	定量下限値
1, 2-ジクロロエタン	0.0004	定量下限値
1, 1-ジクロロエチレン	0.002	定量下限値
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	定量下限値
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	定量下限値
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	定量下限値
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002	定量下限値
チウラム	0.0006	定量下限値
シマジン	0.0003	定量下限値
チオベンカルブ	0.002	定量下限値
ベンゼン	0.001	定量下限値
セレン及びその化合物	0.002	定量下限値
ほう素及びその化合物	0.1	1
ポリ塩化ビフェニル	0.0005	定量下限値
有機燐化合物	0.1	定量下限値
1, 4-ジオキサン	0.005	定量下限値

臭気測定

分析項目	報告基準値
	放流水
臭気指数	29

ダイオキシン類測定

単位 (pg-TEQ/L)

分析項目	報告基準値
	流入水及び放流水
ダイオキシン類	10

様式 1

業務付随事項報告書

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社
理 事 長 様

受注者 所在地

商 号
名 称

標記のことについては、次のとおりです。

1	業務名	太田川流域下水道東部浄化センター 放流水等の水質及び臭気測定業務
2	計量法第 1 2 2 条の規定による 環境計量士登録証（濃度関係）の写し	
3	悪臭防止法に基づく 臭気判定士免状の写し	
4	業務責任者の職及び氏名	
5	業務担当者の職及び氏名	
6	分析に採用する操作方法等	

業 務 報 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社
理 事 長 様

受注者 所在地

商 号
名 称

令和 年度 月分の委託業務を完了しましたので報告します。

記

1 業務名 太田川流域下水道東部浄化センター放流水等の水質及び臭気測定業務

2 業務期間 自 令 和 8 年 4 月 1 日

至 令 和 10 年 3 月 31 日

報告書のとおり業務を履行していることを認めます。

令和 年 月 日

検査員

印

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人 広島県下水道公社
理 事 長 様

受注者 所在地

商 号
名 称

下記の委託業務について、完了しましたので報告します。

記

- 業務名 太田川流域下水道東部浄化センター
放流水等の水質及び臭気測定業務
- 業務場所 広島市南区向洋沖町1番1号
- 委託料 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇-
- 業務期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 31 日

報告書のとおり業務を履行していることを認めます。

令和 年 月 日

検査員

印

業務価格	消費税相当額	業務委託費	業務名	太田川流域下水道東部浄化センター	
金	金	金	放流水等の水質及び臭気測定業務		
円	円	円			

工種・名称	種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 直接業務費							
	分析費 (水質測定 (シマジン、チオベンカ ルブ、チウラム、有機燐化合物、ポリ塩化 ビフェニルを除く))		回	24			第 1 号明細表
	" (水質測定 (シマジン、チオベンカ ルブ、チウラム))		回	8			第 2 号明細表
	" (水質測定 (有機燐化合物、ポリ塩 化ビフェニル))		回	4			第 3 号明細表
	" (臭気測定)		回	2			第 4 号明細表
	" (ダイオキシン類測定)		回	2			第 5 号明細表
	試料採取費	直接人件費	回	24			第 6 号明細表
		交通費	回	24			第 7 号明細表
		試料採取費 計					
	直接業務費 計						
2 間接業務費							
	諸経費		式	1			
業務価格							
							千円未満切捨
3 消費税相当額	(10%)						
業務委託費							

明細表

分析費（水質測定（シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機リン化合物、ポリ塩化ビフェニルを除く）
（1 回当たり）

第 1 号	金 種 別	円	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
工種・名称								
トリクロロエチレン				検体	3			
テトラクロロエチレン				検体	3			
ジクロロメタン				検体	3			
四塩化炭素				検体	3			
1,2-ジクロロエタン				検体	3			
1,1-ジクロロエチレン				検体	3			
シス-1,2-ジクロロエチレン				検体	3			
1,1,1-トリクロロエタン				検体	3			
1,1,2-トリクロロエタン				検体	3			
1,3-ジクロロプロペン				検体	3			
ベンゼン				検体	3			
セレン及びその化合物				検体	3			
ほう素及びその化合物				検体	3			
1,4-ジオキササン				検体	3			
計								

明細表

分析費 (水質測定 (シマジン、チオベンカルブ、チウラム)) (1回当たり)

[illegible]

分析費（水質測定（有機燐化合物、ポリ塩化ビフェニル）（1回当たり）

[illegible]

明細表

(1回当たり)

分析費 (臭気測定)

金

第 4 号

[illegible]

明細表

分析費 (ダイオキシン類測定) (1回当たり)

[illegible]

明細表

(1回当たり)

直接人件費

金

第 6 号

[illegible]

(1回当たり)

[illegible]